2h@5d!

村立東海病院であ



辞めない介護のススメ ~育児・介護休業法~

ご存じですか?「育児・介護休業法」

働いている方は、ご家族が病気になられた場合、「病状について医師の説明を聞きたい」「退院後に入居する施設を探したい」「家族に付き添いたい」など、さまざまな場面で休暇を取る必要が生じることがあります。

そのようなときに利用できるのが「育児・介護休業法」です。これは、<u>育児や介護をしなければならない労働者が、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、働き続けられるよう支援する制度</u>です。労働時間を柔軟にすることや、休暇を取りやすくするための制度が盛り込まれているほか、事業主の対応義務についても規定されています。育児・介護に活用できる本制度ですが、介護のために活用している方が少ないことから、今回は介護休業について簡単にご紹介します。

仕事と介護の両立を可能に…「介護休業」と「介護休暇」

▽介護休業…労働者は、介護休業開始日の2週間前までに事業主に申告することで、要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割で休暇を取ることができます。介護休業という名称から「自分が介護を行う期間」として捉えられがちですが、「仕事と介護を両立させるための体制を整える準備期間」としても位置付けられており、ご家族が安心して暮らすことができるよう、介護保険等のサービスについての手続きや、入居する施設探しとその手続きなどにも利用できます。

▽**介護休暇…**労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき年に5日まで(2人以上であれば年に10日まで)、半日単位で休暇を取ることができます。そのため、医師との面談や退院後の付き添いの際などに活用することができます。

休業中も安定した収入を…「介護休業給付」

介護休業では企業によって給与支払いの有無が異なるため、休業期間中は無給となってしまう場合があります。そのようなときに利用できるのが「介護休業給付」です。介護休業給付金を受け取るには、事業主から公共職業安定所(ハローワーク)への申請が必要となります。支給される金額は、原則として、「休業開始日賃金日額×支給日数×67パーセント」です。

「休業を認めてもらえる?」「解雇されたりしない?」と心配な方へ

企業は、要件を満たした労働者からの介護休業の申し出を拒否することや、介護休業の申し出や取得を理由 に、労働者の解雇および、その他の不利益な取り扱いをすることが禁止されています。

YouTubeで公開中!「総合診療ブラザーズ」

食事介助や育児・介護休業法など、医師の目線から 解説をしています。興味のある方はぜひご覧ください。

パソコンから▼

https://www.youtube.com/channel/ UCPfV87hGK1CB19KMvfPDW1Q



スマートフォンから▲

介護休業などを申請する際は、 勤務失などにご相談ください。

これらの制度を利用することで、 ご家族との大切な時間を過ごせる と良いですね。



村立東海病院 医師 小澤 秀浩

【問い合わせ】村立東海病院(☎282-2188)、福祉総務課地域医療担当(☎287-0848)